

## ◎京都大学学生集会所規則

(平成27年4月15日副学長裁定制定)

(趣旨)

**第1条** 京都大学学生集会所(以下「学生集会所」という。)の管理及び使用に関しては、この規則の定めるところによる。

(目的)

**第2条** 学生集会所は、京都大学学内団体規程(昭和26年達示第3号)第3条に定める総長の承認を受けた団体(以下「公認団体」という。)及び厚生補導担当の副学長(以下「副学長」という。)が適当と認めたその他の学生団体が、課外活動を行うために使用するものとする。

(施設)

**第3条** 学生集会所に、共用室A、共用室B、共用ホール及び共用倉庫の施設を置く。

2 共用室A、共用ホール及び共用倉庫(以下「長期使用施設」という。)は、公認団体の長期使用(5月15日から翌年5月14日までの使用をいう。)に供するものとする。

3 共用室B(以下「短期使用施設」という。)は、前条に定める団体の時間単位の使用に供するものとする。

(管理運営)

**第4条** 学生集会所は、副学長が管理する。

2 学生集会所の運営に関する重要事項は、学生生活委員会において審議する。

(使用可能日時)

**第5条** 学生集会所は、毎日使用できるものとし、使用可能時間は午前8時30分から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、副学長が特に必要と認めた場合は、使用可能時間を変更し、又は学生集会所の使用を制限する場合がある。

(施設の使用申請及び許可)

**第6条** 第3条に定める施設を使用しようとするときは、次の各号に定める区分に応じて副学長にその使用を申請し、許可を得なければならない。

(1) 長期使用施設の使用を希望する場合は、公認団体の代表者が、4月末日までに様式1により使用を申請すること。

(2) 短期使用施設の使用を希望する場合は、使用責任者が、使用希望日の1月前から3日前までに様式2により使用を申請すること。

2 副学長が特に適当と認めた場合は、前条第1項に定める使用可能時間外の使用を許可することがある。

(使用者の責務)

**第7条** 使用者は、この規則及び副学長が別に定める学生集会所使用者心得(以下「使用者心得」という。)を遵守し、適正に使用しなければならない。

(使用許可の取消し等)

**第8条** 副学長は、使用者がこの規則又は使用者心得に違反したと認めるときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(原状回復)

**第9条** 第6条による許可を得た者は、当該許可に係る施設の使用を終えたとき（前条の規定により使用許可を取り消され、又は使用を中止した場合を含む。）は、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

**第10条** 使用者は、故意又は過失により学生集会所の施設、設備又は備品を滅失、き損又は汚損したときは、その原状回復に要する経費を負担しなければならない。

(事務)

**第11条** 使用申請の受付、施設の鍵の管理その他学生集会所に関する事務は、教育推進・学生支援部厚生課において行う。

(その他)

**第12条** この規則に定めるもののほか、学生集会所の使用その他に関し必要な事項は、副学長が定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成27年6月17日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に行う使用について、長期使用施設については、使用期間は、第3条第2項の規定にかかわらず、許可日から平成28年5月14日までとし、その使用申請は、第6条第1項第1号の規定にかかわらず、平成27年10月31日までに行うこととし、短期使用施設については、第6条第1項第2号の規定にかかわらず、施行の日から随時使用の申請を行うことができる。